

# 長州藩における慶応軍政改革

田 中 彰

【要約】 明治維新の主体を改革派同盟から直ちに論じたとき、成立した維新政権の階級配置との相違に直面する。その矛盾は、従来の諸論稿が、討幕派のもつとも重要な時期——慶応期に焦点を合せた具体的分析を行わずに、文久・元治期から一挙に維新政権の指導・同盟関係を論じたことに基因すると考えられる。かかる意味で、討幕派の主要な一翼たる長州藩の慶応期の分析は当然果さねばならぬ課題であろう。しかし、ここでは視点を慶応元々二年（一八六五～六）の軍政改革において追及した。それは変革期においては、とくに軍事力に端的に指導・同盟関係が示され、改革派同盟と対比してその差を明確になしうらと思つたからである。この慶応軍政改革による討幕派「軍事官僚」の指導権の確立——それが本稿の課題であり、結論でもある。

## 一 はじめに——問題の所在

長州藩尊攘↓討幕派は、文久・元治の対外・内戦を経て慶応元年（一八六五）初頭藩権力の主導権を掌握した。この討幕派藩権力によつて行われたのが慶応元々二年（一八六五～六）の藩政改革であるが、その「富国強兵」化をめざす改革の「富国」——経済的諸改革については別の機会にふれる

こともあるので、ここではその「強兵」——軍政改革に視点を置いて分析していきたい。そのことを通じて本稿では次の諸点が明確になると考える。

(一) 文久・元治の対外・内戦で典型的に形成されたいわゆる改革派同盟の指導・同盟関係から、いかにして討幕派軍事「官僚」の指導権が確立していくのか。換言すれば、長州藩における閥藩倒幕という政治態勢は、いかなる指

導の下にどのような組織の軍事体制の形成によつて打出されたのか、ということ。そのことは、ややもすると従来文久・元治の改革派同盟から維新の主体を直ちに説明しようとする仕方に対して、にも拘らずなぞ成立した維新政権で討幕派武士出身の絶対主義官僚の主導権が確立貫徹しえたのか、という疑問に、一つの手がかりを与えてくれるだろうし、更にまた、この慶応藩政改革につぐ明治初年藩政改革への一つの足がかりを見出すことにもなるであろうから。幕末・維新という変革期の政治過程の追及には、やはりそれぞれの各時点における政治情勢と、それに対応した諸改革の中で指導・同盟関係の変化をみる必要があるであろう。

(一) 第一の問題と密接にからむのであるが、維新の主体を問題にする場合、常にひき合いに出される奇兵隊を中心とした諸隊が、従来ややもすると農兵隊と混同されていた。諸隊と農兵隊を明確に区別したのは関順也氏であつた<sup>①</sup>、軍政改革とからんでは分析されてはいない。かつての遠山・井上論争における奇兵隊問題も、多分にこの二つを混同したところにあつたと考えられるので、権力と諸隊

及び農（商）兵隊との諸関係を明確にしておきたい。

(二) これら(一)(二)を念頭においての分析によつて藩権力の性格の変容を明らかにしたい。「ある革命の本質は、その革命をたたかいたるとき軍隊において、もつとも明確に表現される。革命は特定階級の権力にたいする、特定階級の指導・同盟陣の、会戦だからである。」<sup>②</sup>とは、服部之総氏の言葉だが、今慶応軍政改革における「軍隊」を明確にすれば、それを軍事的基礎とする藩権力の性格を明らかにしてくれるであろうし、ひいてはその軍事力―藩権力を基盤としてたたかわれた倒幕・維新の本質に一步近づきうると考える。

もちろん、以上の諸点に十分に答えうるのは容易なことではないが、出来るだけそれらに焦点をおきつつ以下若干の分析を試みてみよう。

① 関順也氏「藩政改革と明治維新」一二九―一三七頁。氏はまた農兵隊を(1)「在郷自衛団ともいうべき郷勇（農村）市勇（町方）」と、(2)「有志の浪士、下級武士等に率いられた民兵団」とに分けている（一二九頁）。

② 例えば、石井孝氏「最近における明治維新史の諸問題―遠山・



私もこの「回天史」の指摘する特質は正鵠をえていると考  
える。<sup>⑤</sup>

ところで第三の藩軍事力の再編・統一の具体的内容は次  
節以下で分析したいと思うから、ここでは第一と第二の間  
題に若干の説明を加えておこう。

第一の軍事力の近代装備化の問題であるが、慶応元年  
（一八六五）五月二十八日藩は、「兼て兵制之儀は西洋陣法採  
用申付置候通、速に二州一致之軍制相調度」と「西洋陣法」  
採用による藩内軍制の統一化を令し、装条銃を中心とした  
近代装備を図つた。そしてそれは、「当今国家危急之場合  
に立至り候に付ては、農町之者迄も報国之覚悟致し居候」  
という状況の下で、挙藩体制をかためるためでもあつた。

第一表はこの慶応元年五月における軍政改革に伴う装条  
銃その他の購入支出概算であるが、更に七月には長崎の井  
上馨、伊藤博文は桂小五郎（木戸孝允）、前原彦太郎（一誠）他  
の藩政府要員宛に、ミネーゲベル短筒四、三〇〇挺・七  
万七千四百両、ゲベール三、〇〇〇挺・一万五千両、計九  
万二千四百両購入の概算を報告している。<sup>⑥</sup> 藩軍事力の近代  
的装備をめざすこうした外国製銃砲の購入や艦船の買入れ

第 1 表

金 額	内 訳	備 考
23,400両	9,000両 装条銃 500挺 5,400両 " 300挺 9,000両 " 500挺	撫育方大砲注文分 20,000 両と御蔵元役所よりの注 文劍銃 2,000挺代分の内 500挺代振替
9,000両	装条銃 500挺	新注文 1,000挺の内、撫 育方御要用金引当
14,000両	劍 銃 2,000挺	御蔵元役所御要用金引当
計 46,400両	装条銃 1,800挺 劍 銃 2,000挺	

（註）「防長回天史」九、193～5頁より作製

有名な事実である。<sup>⑦</sup> ただ、ここで注目しておきたいのは、

この武器購入に、先の井上・伊藤の書翰が「所々豪農其外  
寄組等買得申出候者有之候様承り候」と述べているように、<sup>⑧</sup>

が、薩長軍事同  
盟の主要な一環  
であつたことは  
いうまでもなく、  
更にこの武器購  
入に、自ら「徳  
川政府の叛逆人  
の中でハ、自分  
が最も大きな叛  
逆人だと思つた」  
と後年語つてい  
るイギリスの政  
商グラヴァー  
（Thomas Blake  
Glover）が介入  
していることは

藩内の豪農や家臣団の要求が背後にあつたことである。そして慶応元年十月には「装条銃其外好之小銃売払被仰付候」<sup>④</sup>と藩内への武器販売の藩令を下している。とくにこの軍政改革の武器購入の背後に、安政改革以降次第に抬頭し尊攘運動の展開を通じて尊攘↓討幕派武士と密接に結びついてきた豪農層の要求があつたことは看過してはなるまい。これはこの軍政改革における艦船購入が「海軍之御備立も可相調、無事之節は御國産交易対州北國等へ致運用候得ば、又富國之御手段も可有之」<sup>⑤</sup>といわれていることとも関連する。すなわち、艦船購入は、藩内豪農商の掌握の上に立つた藩権力の全国市場乗出しの一環なのであり、武器購入の問題とあいまつてこの期の改革の背景に豪農商層のあつたことを如実に示してくれる。だが、それはそれ以上のものではなくて、かつての改革派同盟における尊攘↓討幕派武士と豪農商層との指導・同盟関係と、この期のそれとがいかに変化し、いずれにその指導権が明確に確立したかは後にみることにする。

第二の官制改革と人材登用の問題については、慶応二年（一八六六）四月二日、藩は「國政国用軍政の三局を併合し、

兼重讓藏の軍政方事務兼務を免じ、大村益次郎村田改名を以て三兵教授役と為し、軍政用掛を兼ねしめ、馬屋原右兵衛を以て砲兵用掛と為し、山県箴の軍制用掛を免ず」<sup>⑥</sup>とした。これは「非常の時態に應ずる」<sup>⑦</sup>ために「質略簡易之御政体を以軍務一途」<sup>⑧</sup>を図ろうとする政治路線の上で、軍事力の統一・集中を容易ならしめるためのものであつたが、前記引用にその名が見えるように、この期に至つて、既にその前年初頭以来「藩内に於て、頭角を現はし」し、「漸次兵制改革の大任を託せられるやうになつ」<sup>⑨</sup>ていた大村益次郎が軍政改革の中心に登場してきた。

既に封建家臣団の再編過程において、藩は慶応元年六月九日、「軍制区々之儀無之、併合区分等差湊無之様」<sup>⑩</sup>と藩令を下し、また翌七月には、「一に規律に遵ひ進退の統一を期し、兵の賞罰黜陟は中隊司令をして任せしめ、兵は能く号令を守りて秩序を乱すことなく、旧格に由りて階級の高下を論ずることなきを期」<sup>⑪</sup>した藩令を布達し、更に、同月には手廻足輕や各装条銃大隊の指揮をすべて「大頭に移して「動員の便」<sup>⑫</sup>（傍点田中以下同）を企図する等、幾多の諸改革が行われていたのであるが、この慶応二年四月の

官制改革によつて軍事力の統一・集中とその指揮・動員は機構的に一層整備確立されたといひうるであらう。そしてそれに伴う人材登用の基本方針の中で、大村益次郎は登場して来たのである。この大村が抱いていた改革案は、

「民政・軍制の改革で、殊に軍制に於ては、四境に幕府の大敵を引受けることになれば、今日までの諸隊や世禄の士族隊ぐらゐでは、到底対抗ができない故、この際農民町人から募集して兵役の任に就かしめることが必要である。すなわち防長二州が出る覚悟がなくてはならぬし、その世禄の士は当然応召の義務はあるが、農民・町人は職業を抛つて応召する場合の給与が問題であり、もちろんこれは藩政府が負担すべきである。農民町人はこれを青年より採用するが、徒らに烏合の衆を集めたのでは戦時に役立たないから、あらかじめ兵式訓練を行ふ必要がある。これを決行するのは急務である。次ぎには軍艦・銃器の準備である。」<sup>⑧</sup>

というようなものであつたから、以下みていく軍事力の再編・統一をめざす軍政改革がいかに彼と密接不可分であつたかは推測に難くない。

では、この軍政改革によつて軍事力の再編・統一がどの

ように行われたのか、分析の筆を進めてその意義をとうことにしよう。

① 維新史料編纂会「維新史」は次のように述べている。「諸藩の中、最も大胆に兵制を改革したのは長州藩であつた。蓋し同藩は癸に元治元年、英・仏・米・蘭四国艦隊の来襲を被り、後に慶応二年幕府の大軍を四境に迎ふるの危機に会した為、之に對抗する必要上、この改革を断行したのである。」（第四卷、三六八頁）と。

② 末松謙澄氏「修訂防長回天史」九、二二〇～二二頁。引用文及び史料の句読点は適当に附した。以下同。

③ ここではふれえないが、この期における外国貿易及び全国市場に対する藩権力の動向ないしは経済的諸改革と併せ考へての上である（別稿未発表「幕末薩長交易の研究」〔仮題〕参照）。

④⑤ 「親書」（「防長回天史」九、一六四頁所収）。

⑥ 春敵公追頌会「伊藤博文伝」上巻、二二八～三一頁。「防長回天史」七、二六七～七〇頁所収には数字の誤りがある。

⑦ その他、藩内各地でも銃器・弾薬等を製造した（「維新史」第四卷、三六九頁）。

⑧ 「デ・ビ・グラベ史談速記録」（山口県立山口図書館毛利文庫蔵、以下文庫蔵と略す）。

⑨ この点については、ここでは多く語る必要はないので次の一史料を挙げるにとどめておく。

「長人於長崎小銃七千挺買入候トノ趣ハ、先達テ御届申上置

候通ニテ、其後挺敷ハ相分リ不申候得共、大砲モ相応取入、右引合旁ハ勿論交易筋ノ儀モ有之、英人カラハニモ近比馬関ヘ參、長藩桂幸五郎等ヘモ面会イタシ、彼方ヨリ餘程叮嚀會積、尤長人ニハ人氣モ突立居候トノ趣、右カラハ賞美イタシ候由……」(慶応元・九・廿九、小倉滞在園田彦左衛門報告、「忠義公史料」〔東大史料編纂所藏〕慶応元年自八月至九月所収)。

⑩ 前掲「伊藤博文伝」上巻、二二八頁。

⑪ 慶応元年七月十六日附の山田宇右衛門より桂小五郎宛の書翰の一節にも「ミネー六百挺代金二十一兩、随分高價諸家諸郡より買得願之分へは振向候様にも不相成」〔防長回天史〕七、二八〇頁〕とある。

⑫ 「防長回天史」九、二〇三頁。

⑬ 拙稿「討幕派の形成過程」(歴史学研究、二〇五)参照。

⑭ 慶応元・八・三・裁可、藩政府議案〔防長回天史〕七、二九二頁所収)。

⑮ 前掲別稿「幕末薩長交易の研究」参照。

⑯ 「防長回天史」九、二一一―二頁。

⑰ 「防長回天史」九、二一一頁。

⑱ 慶応二・四・一・達文〔防長回天史〕八、一九二頁)。

⑲ 大村益次郎先生伝記刊行会「大村益次郎」三九二頁。

⑳ 「防長回天史」九、一七〇頁。

㉑ 「防長回天史」九、一八三頁。

㉒ 「防長回天史」九、一九〇頁。

㉓ 例え、慶応元年五月二十三日の軍政改革の基本方針を示す

藩令の中で、「人材之成就」のため、萩・山口両学校へは「大自身を論せず、少壯之者は一端入学をも可被仰付」といい〔防長回天史〕九、一六〇(一六一頁)、同年八月大組の「八手区分」を廃止して統一したのも、人材登用のため「八手の根組は多分老功の者のみ居残候様」になつたからだと言令は述べている(同上、一八七―一八頁)。

② 前掲「大村益次郎」三九四頁。

### 三 家臣団再編と諸隊

慶応元〇二年の軍政改革当時存在を確認しえ、また改革によつて再編された隊組織をもつた軍事力は、大別して(一)家臣団隊(足輕・中間等も含む)、(二)諸隊、(三)農(商)兵隊に分けうるが、更にそれを詳細に分類すると大体次のようになる。<sup>①</sup>

#### (一)家臣団隊

(イ)干城隊：「鎮静會議」家臣団の建議により編成、後述。

支隊……衝撃隊、浩武隊、精銳隊、集英隊、鐘秀隊、酬恩隊

致人隊(足輕)、多治比隊(山口居住)、博習隊(細工)、亀山隊

(不詳)

(ロ)第四大隊……蔵元付中間・大組(十三組)中間・地方組中間・

百人中間・新百人中間による銃隊編成。

(イ)第五大隊：一五〇石、一〇五〇石家臣団より禄高に応じた家臣進致による銃隊編成。

(ロ)装束銃隊：足輕隊。第一・第二・第三大隊よりなる。

(ハ)南北大隊：一、〇〇〇石以上の家臣の陪臣隊。南大隊(周防・南長門)は第一〜第十三大隊、北大隊(北長門)は第一〜第三大隊よりなる。

(ニ)その他：南第十四・南第十五大隊、大津一中隊(以上家臣の銃卒進致による編成)、北第四〜六大隊、宣徳隊、強義隊、回天隊、北強団、国信隊、忠告隊、正名隊(以上陪臣隊)、散兵中隊(徒士以下)等。

(ト)支藩の隊

報国隊(長府藩士)、山崎隊(徳山藩士民)、第一大隊(同足輕)、朝氣隊(斥候銃隊、武陽隊、順詳隊(以上徳山藩士)、育英隊(清未藩士卒農)、建尚隊、精義隊、日新隊、敬威隊(以上岩国藩士)、戕翼隊(岩国藩士卒農商)等。

(註)陪臣隊・支藩隊で士・農・商混合隊は便宜ここに加えた。

(三)諸隊

御楯隊、鴻城隊、遊撃隊、南園隊、鷹懲隊、奇兵隊、八幡隊、

第二(南)奇兵隊、集義隊、萩野隊等。

(四)農(商)兵隊、その他

(イ)干城隊支配：郷勇隊(兵)、市勇隊(商)、神威隊(社)、金剛隊(僧)、民砲隊(社人・僧侶)、狙撃隊(兵)等。

(ロ)その他：町兵(奇兵隊)、郷俠隊(同上)、地光隊(遊撃軍、附屬)、維新

団(部落)、勇力隊(力士・遊撃軍附屬)、山代神威隊(神機隊)(社人)、

階行団(僧侶)、狐銃隊(農)、劍銃隊(同上)、山代茶洗組(部落民、

報国団(農)、一新組(部落民・御)、勇力組、パトロン隊(一向

好義隊(町人・奇兵)等。

(ハ)支藩の隊：盤石隊(長府藩力士)、朝市隊、吾往隊(以上長

報国隊附屬)、第一大砲隊、東衛団大隊、西衛団大隊、下松砲隊、富海

砲隊、結草団(以上徳山藩)、狙撃隊(徳山藩)、白砲隊(徳山藩

野勇隊(清未藩)、武揚隊、敢従隊、北門隊(岩国藩)等。

以上の分類の中、(三)農(商)兵隊については次節であらためてみていくが、この分類を一見して判ることは、正規の封建家臣はいうまでもなく、足輕・中間以下軍事力に動員可能なものはすべて隊編成を行い、「動員の便」を図っていることである。そしてこれらの隊編成軍事力の中心におかれたものが、他ならぬ干城隊だったのである。

すなわち、慶応元年三月八日、「正」「俗」両派の藩内戦鎮定のために登場した中立派「鎮静會議」家臣団は、干

城隊の名称を再興し、一隊を編成すべく藩庁に願書を提出した。曰く、

「此度正月十六日止戦鎮靜の歎願申上候人数を種子と致し、精銳の士を相運び、往々諸隊の上に立ち、折衝禦侮屹と相整ひ、且つ総御家米中之模範とも相成候様取建、干城隊再興被仰付度奉存候……」

と。その意図するところは既に明白であるが、次の一書翰は干城隊再興の理由をもつと端的に次のような言葉で表明している。

「……當時諸隊被立置、諸処分配被仰付置候ては、根本へ一隊無之候ては、御鎮庄之御手難被為屈候付……」

これは在山口の山田宇右衛門・兼重讓藏・波多野金吾（広沢真直）・前原彦太郎（一誠）が萩の同僚に送つたものといわれるから、今や藩権力の主導権を握りつつあつたまごうかたなき「正義」――討幕派の意図でもあつたのである。

かくして、その編成なるや福原駒之進をその総督とし、佐世八十郎（前原一誠）を頭取に兼任、更に山内梅三郎が総督見習となり、同時に奇兵隊総管とを兼掌した。そしてこの干城隊の下に家臣団隊たる衝撃隊以下の支隊をおき、同

時に封内の農商兵軍事力たる前記分類(イ)の郷勇隊以下の隊には、干城隊より指揮官を送つてその所轄とし、今やこれらはずべて干城隊の管轄下に入つていつた。

ところで、ここで前記分類(イ)の諸隊に眼を転じよう。

先ず慶応元年三月七日、従来の諸隊がその「用費難支趣も有之」、「勘場其外諸役所ニ於而無余儀金銀借請」けていた現状に対して以後これを禁止し、今後はその経費をすべて「其筋」すなわち山口藏元役所より下附することとし、ついで同月十三日、諸隊を一〇隊一、五〇〇人とし、各隊の総督・定員・營所を定めた。その前後と対比すると第二表の如くである。

ついで四月には諸隊の編成隊形を整備すべく、役員を定めて隊員五〇名毎に総管・軍監・書記・斥候・隊長・押伍を各々一名宛おき、五〇名増す毎に書記以下を各々一名加えることとして組織の強化を図り、また足輕以下の入隊を許可し、同時にかつて文久三年（一八六三）十二月発布の農町民の入隊制限を含んだ諸規則を各条項増補の上再発令した。その「刎紙」の一条がいうところは、

「此度改めて人数定限被仰付往々及不足候共勝手に入隊仕らせず、

第 2 表

隊名	改編年月	慶應元年（一八六三）十二月		慶應元年（一八六五）三月			
		總督	定員	駐屯處	管定員	營所	同年五月
御 櫛 隊				大田市之進 (御堀耕助)	一五〇人	三田尻	二三〇人
鴻 城 隊				森 清藏	一〇〇	山口	一五〇
遊 撃 隊		米島又兵衛	五〇〇人	石川小五郎	二五〇	須々万 後に高森	三三〇
南 園 隊				佐々木男也	一五〇	萩後 雲に	二〇〇
膺 懲 隊				赤川敬三	一二五	徳 地	一七五
奇 兵 隊		滝 弥太郎	三〇〇	山内梅三郎 (重監山泉狂介)	三七五	赤間関	四〇〇
八 幡 隊		堀 真五郎	一〇〇	堀 真五郎	一五〇	小 郡	二〇〇
第二奇兵隊 (南奇兵隊)				白 井小助	一〇〇	岩 城 山	一二五
集 義 隊		桜 井 慎平	五〇	桜 井 慎平	五〇	三田尻 後に船木	一二〇
荻 野 隊				森 永吉十郎	五〇	小郡の内	
義 勇 隊		佐々木亀之助 秋良敦之助	五〇			上 関	

(註) 「防長回天史」九、607～8頁、612～3頁、

617～19頁より作製

第八條の心得を以て其節被申出候様被仰付候事<sup>③</sup>  
 というのであり、この第八條とは、文久三年十二月発令の  
 「農商兵の儀は別紙雛形之通町奉行御代官役等より送状可  
 被差遣に付、夫を目途に入隊可被差免候事<sup>④</sup>」という条項を  
 さすのである。ここに示されているものは、一つには人民  
 の自由な入隊の阻止による諸隊の再編であり、他方では、

この同じ布令がいうように諸隊の人員の増加は「数千の人  
 數莫大の御物入にて量入為出之御目途更に無之、還て国力  
 衰弱に立至可申<sup>⑤</sup>」という経済的負担の問題であり、同時  
 に、入隊者によつて「年貢未進等相嵩、離散同様ニ立去、  
 又者農業ニ懈り分過之風儀ニ泥ミ候者茂有之、終ニ者門目  
 を潰し及絶軒ニ、おのつから田畠衰耗ニ立到り可申、太以

歎ケ救儀」<sup>⑩</sup>という現状に対する、封建権力の経済的基礎の

確保の問題でもあつたのである。ここには討幕派権力とい  
えども、本質的には、封建権力以外の何ものでもなかつたこ  
とを明瞭に示している。更に陪臣についても、

「諸隊之内陪臣入隊も不少哉ニ相聞候処、此度御軍制改革被仰  
付、千石以上之面々一手働ニ被仰付候。就テハ主家差間之面々  
モ可有之哉ニ付、右等ノ部ヨリ帰省之義申出候へ、早々入隊差  
除、主家差返候様被仰付候事」<sup>⑪</sup>

と藩令を下している。

ところで、以上みてきた諸隊と干城隊との関係はどうであ  
ろうか。先に引用した干城隊再興理由や、あるいは先述し  
た干城隊と奇兵隊の上層幹部の人的配置等からもみてほぼ  
推察可能なのであるが、この期に至つての干城隊と諸隊と  
の関係は、従来の封建家臣団隊たる先鋒隊と諸隊との対立  
的關係とは全く異つて、家臣団隊たる干城隊を藩軍事力の  
中核とし、その指揮の下に諸隊以下は再編されたのである。  
事実、当時の藩政府に提出した諸隊の歎願書は、

「正邪分明御実効相挙り候得ば、干城隊を以御国第一之精兵に  
被相成、御両殿様御守衛、尚諸隊之指揮をも仕候様相成、四方

要衝の地へ諸隊分配出張被仰付…」<sup>⑫</sup>  
と述べている。

もはや諸隊は、文久・元治期の内戦期におけるような、  
藩権力と対立する存在ではなく、討幕派藩政府の正規軍事  
力の一環として組込まれた存在であつた。と同時に、先に  
述べたように農商兵軍事力もすべて干城隊の直接指揮の下  
に組み込まれた。更にそれは諸隊や農商兵隊のみではない。

慶応元年十月朔日には、小姓新山彦五郎以下を一門六家、  
永代家老二家の采邑に派遣してその陪臣の軍監たらしめ、  
ついで五日、八家以下禄高千石以上の陪臣を大隊に編成し  
て南北大隊と称せしめた<sup>⑬</sup>。更に十日には滝弥太郎を軍政用  
掛とし、支藩徳山の山崎隊総督に任じ、小姓井上兵部及び兵  
学校生徒河北四郎を徳山に派して銃陣作興の事に当らしめ、  
清末藩にも人を送つて藩士の銃陣講習を行い、越えて十一  
月九日には、目附軍政方教授各々一人を選んで一門老臣以  
下の知行地を巡廻せしめて、その軍備を視察している<sup>⑭</sup>。

それは、陪臣及び支藩の軍事力すら本藩の指揮統一の下  
におこうとする以外の何ものでもなく、第二次征長戦を前  
にして、縦の深さにおいても、横の広さにおいても、討幕

派藩権力がその軍事力の集中と統一を企図した明白な事実を物語っているのであり、これこそ慶応軍政改革のもつとも基本的な意図に他ならなかつたのである。

このことは、第二次征長戦への対応という異状な軍事動員を余儀なくさせられていたこの期の改革の必然的要請でもあつた、といひうる。だがわれわれは、その軍事的要因に決定的由来をもつたこの軍政改革が、先に述べてきたように干城隊を中核に据えていることの意義を単に軍事的意義にのみ矮小化して考へては事の本質を見過したことになるであらう。

——。といひうる。

この期の藩権力は文久・元治の内戦で勝利をえた尊攘↓討幕派によつて掌握された。彼らの内戦の軍事的勝利の背景には諸隊があり、瀬戸内地帯を中心とした豪農商層がその経済的軍事的基盤であつた<sup>⑤</sup>。とすれば、この諸隊を中核とした軍事力構築をこの期の軍政改革に期待することも可能の筈である。にも拘らず、先にみたように干城隊を「根本」の一隊とし、「鎮庄」の中核に据えていることは、指導・同盟関係の指導権がどこにあり、またどこにおこうと

されてきたかを端的に表明している。もちろん諸隊といへどもそれ自体に多くの括弧を必要とする性格をもつてはいないが、諸隊が中核にすえられるならばその背後には豪農商層があり、事態の本質はよほど異つてくる。まさにこの改革で、服部氏のいわゆるルッター的「同盟の騎士的」浪士の要素にその指導権が明確におかれたのである。慶応軍政改革は、そうした指導・同盟関係を藩全体の中に完全に貫いたのである。干城隊を中核に据え、「諸隊の上」にそれをおいたことの意味する本質は、けだしここにあつたといへる。服部氏は「草莽」浪士の政治運動で指導権が草莽にあり、「豪家の農商」にあつたのにたいして、かれらの「首唱」が藩論を動かして成立した諸藩絶対主義の下では、指導はすでに新官僚武士にあつてかれらの手からはすべり去つて<sup>⑥</sup>いる。」と、幕末期の指導・同盟関係の変化を看破し、それはルッター的「騎士的」同盟の「必然的な運命」と断定されているのであるが、ここにいう「新官僚武士」の指導権が確立し、「必然的な運命」の途を決定的に歩み始めたのがこの慶応軍政改革であつたのである。次の農（商）兵隊の分析は更にそのことを明確にしてくれるであらう。

① 天野御民氏「諸隊編製」(文庫藏)、「旧長藩諸隊表」(時山弥八氏「増補訂正もりのしげり」三四七～六〇頁所収)、「防長回天史」九、一五四～二二頁・六〇五～五七頁、同七、九〇～九一頁等より作製。但し、慶応元～二年軍政改革当時存在不明のもの及び分類不能のものは除いた。なお、慶応三年(一八六七)の編成変え等については第五節註①参照。

② 前掲天野「諸隊編製」、「防長回天史」九、六四三頁。

③ 慶応元年三月八日附、「防長回天史」九、六四四頁。

④ 前掲天野「諸隊編製」。

⑤ 「防長回天史」九、六四四～五頁、前掲天野「諸隊編製」。

⑥ 「防長回天史」九、六四七頁、前掲天野「諸隊編製」。

⑦ 「忠正公一代編年史」(山口図書館蔵)慶応元年三月七日条。

⑧ 「防長回天史」九、六一三～五頁、「奇兵隊日記」第四、一四二～六頁、一四九～五三頁。

⑨ 「防長回天史」九、六一四頁、「奇兵隊日記」第四、一四二頁。

⑩ 「防長回天史」九、六一〇頁、「奇兵隊日記」第四、一四四～五頁、五二六頁。

⑪ それでは慶応元年閏五月廿日の諸隊総督宛の藩令が、「百姓町人共妄ニ入隊不相成段、去ル亥年(文久三年―田中註)沙汰被仰付置候処、其後茂無願入隊せしめ候者有之哉ニ相聞候」(「諸隊史料集」〔文庫藏〕下)と述べているように、一片の藩令によつては農町民の諸隊入隊をとどめえなかつた事実を示しているのであるが、慶応軍政改革はこの事実に対して、「太以不謂義、第一人沙汰之義者重御大法も有之、容易ニ可相心得事ニ無之、

町奉行所御代官所等支配々々ニおゐて訖度相糺候様被仰付候。夫々支配方及乞合候ハ、一先差返、改而暫暇を取申出候ハ、亥年御沙汰之通支配分方之メリ書取置隊入被申付候事」(同上)と断乎たる方針をとつていたのである。

⑫ 「防長回天史」九、六一三頁、「奇兵隊日記」第四、一四九頁。

⑬ 慶応元年五月附井上五郎三郎よりの書翰(「諸隊史料集」下、所収)。

⑭ 「忠正公一代編年史」慶応元年閏五月廿日条。

⑮ 「防長回天史」七、一二五頁。奇兵隊を創設した高杉晋作もこの期に至つては次のようにいう。

「此度千城隊振興に相成候者、大幸之至に候、早々千城隊總督英氣之士御撰に相成、諸隊の規律法度も千城隊より初まり、諸隊之指揮号令も千城隊總督政府より請け、會議処江諸隊の總管を呼出し申合様相成、奇兵隊半分、游撃隊半分、赤間関小瀬川口江交代にして出張致せ置き、其外八幡、御橋、南園、集義諸隊、馬関、小瀬川、石州口江手分し而出張させ、千城隊、鴻城に常居として、政府の命を請け、諸隊に号令し、御両殿様にも再び鴻城江御帰城被遊、八家一門土着に而某々江出張させ、自夫し而御歎願之御使被差立、遂に防長之御大主と天下に被為仰候様不致而者、義兵之證は無之候」(慶応元年月不詳五日附高杉より前原一誠宛、「東行先生遺文」書翰、一六〇頁、村田峰次郎「高杉晋作」二二三頁以下参照)と。千城隊と諸隊の關係は明らかであらう。

⑯ 「防長回天史」九、一九七～二〇一頁、前記本文分類参照。

- ①⑦ 「防長回天史」九、二〇一～二〇頁。
- ①⑧ 「防長回天史」九、二〇二頁。
- ②① 前掲拙稿「討幕派の形成過程」。
- ②② 前掲服部氏「明治維新における指導と同盟」四〇頁。
- ②③ 服部氏の場合、その「草莽」の評価に若干問題が残るが、私なりの立場でいえば、それは文久・元治期の改革派同盟が、改革派同盟―庄屋同盟―一般農民層（一揆的エネルギー）と内包的諸矛盾によつていくつかの中間項的な環を経て成立しなければならなかつたこと（前掲拙稿「討幕派の形成過程」）に由来する必然性でもあつた、ともいえよう。

四 農（商）兵隊の再編

農（商）兵隊設立は、既に安政改革の綱領の中にうたわれ、文久・元治期の危機に當つていかに相ついで農兵が取立てられたかは、既に別の機会にみえたので、ここでは文久三年（一八六三）以降の農（商）兵組織の変遷を藩令その他を通して先ずみていこう。

文久三年十月、藩は「此度御軍用御仕方有之候付」として、(一)「先達而京都江被差登候狙撃隊之者」、(二)「兼而地下獵師付出之部其外小銃取扱候強壯成者」、(三)「銃陣致調候農兵之者」、以上の三ヶ条に該当する者の中から、各宰判

毎に第三表の如き定員を割当てて「銘々所持之簡持参」の上山口政事堂へ出頭するよう藩令を下した。<sup>②④</sup>

第 3 表

宰判	定員
島津	15 <sup>人</sup>
大津	15
前大	15
先吉	25
船小	25
熊都	25
大德	15
山奥	15
阿武	35
山代	20
美田	30
三尻	15
	30

(註) 文久三年十月「覚」〔諸隊史料集〕中、所収)より複製

既に各地方に郷土防衛的に組織されていた郷勇隊以下の農兵を「御軍用」という名目で、藩中央軍事力に登用し始めたのである。そして、同じ十月には、万一に備えて、「農商兵共異変之節ハ帯刀被差免候事」とし、おし迫る危機に対処して、上関・三田尻・小郡等の瀬戸内一帯には「義勇相募団兵取立」として義勇団が組織された。<sup>②⑤</sup>

しかし、一旦危機が回避されると、十二月には諸隊への農町民の入隊制限を行い、農商兵についてもその入隊を町奉行・代官の「送状」によつて許可するという厳重な制限を設けるに至つた。<sup>②⑥</sup>そして農兵の「一先帰在」が主張された。その意味するところが何であつたかは次の史料が明白

に物語つてくれる。

「諸郡農兵之者、御軍用御遣方有之候付、山口罷出候段、先達而御沙汰相成、其後諸所御手当人数に被相加出張被仰付候処、最早年内ニハ御上京御仕方等有之間敷、左候ハ、一先帰在仰付度、元來農民共耕作ニ怠り候而者田畠衰亡ニ立至り、兼而強壯之ものハ、多分之作方を致候処、数日他出仕、留主ハ老人婦女子而已にて妻其外作物之植付も難相調、夫のミならず此節御年貢之仕構等も出来兼候もの多分有之由相聞候。歎ケ敷事ニ御座候。

(中略)無事之時も本業を忘れ候様相成候而ハ不相濟事ニ付、農兵ニ而ハ一応帰在被仰付、御物成等相納候上、又々被召出御仕方被下候。(中略)尤当世攘夷不堪憤満、農に不帰せ者も可有之、其党ハ人撰を以農を引揚ケ実地相当之御遣ひ方被仰付度(下略)①

ここには如実に封建権力の本質が窺えるのであり、貢租を納めて権力の経済的基礎を確保した上で、再び農兵に取立てるといふのである。事実、外庄の危機が再び迫るや再組織が行われる。すなわち元治元年(一八六四)六月に農商兵についてほぼ次のような内容の藩令が発せられた。

- (1)農商兵は春秋二度十日宛兵学校に入ること、
- (2)農商兵は毎月二日宛訓練すること、

(3)農兵は四・五・八・九月は「農事繁忙ニ付」訓練をやめること(翌七月の藩令で四〜十月の六ヶ月間に変更)、

(4)農兵は十六歳から三十五歳迄(翌七月藩令で十八歳より三十五歳迄)とし、十五歳以下は鞍手稽古とし、商兵は十六歳より四十歳迄、十五歳以下は同様とする、

(5)「農商兵上等入之部」は是迄通り訓練の際も帯刀を許し、「其余」は異変の時だけ帯刀を許可する、等々②。

こうして既に軍事力化されていた農商兵に対して、慶応軍政改革はいかなる再編の手をうつつたであろうか。

この軍政改革における農商兵に対する基本方針については慶応元年五月桂小五郎(木戸孝允)は次のようにいつている。

「農町兵等ニテモ御取立相成候上ハ、農町兵丈之規則ハ規則ニ而嚴重ニ相立、非常之節ハ、何地之農町兵ハ何々隊ハ附属被仰付ト歎、何ト歎、是等之事迄モ迅速ニ訖度相定リ居候得ハ、兼而名々其心得モ可有之、無左候而ハ、必万事不都合而已ニ相成可申ト奉存候③」

と。それは第二次征長という危機に対して一切の軍事力の統一・集中を図り、彼のいう「肅然深夜之如キ形情」を現出させるためのものであつた。もはやそれには自由な農商兵の取立であつてはならない。「妄ニ諸郡江罷越勝手ニ農

商之者兵事ニ引立候義ハ堅ク被差留候事<sup>⑩</sup>——この五月の藩令は更に続けて次のようにもいう。「銃砲其外之技芸を以是迄師弟之盟約せしめ居候とも、前件兩条之管轄を外れ農商之者を勝手ニ取惱候儀被差留候事、あるいは、「当今之兵制火技第一之事ニ付、銃砲卒ニ被召仕候者ハ其芸專一ニ可令修業ハ勿論之事ニ付、其余者産業令出精候様有之度、冗兵者実地之大害ニ付、銃砲之外撃劍其外諸種之武術一統被差留候事」と。

ここに規定されているものは、藩権力の掌握以外の軍事力は、いかなる「師弟之盟約」——私的関係であろうともこれを許さず、かつまた軍事力のすべてはこの軍政改革における近代的装備化という先にみた基本綱領に則つて再編・統一しようとする明確な意図そのものである。それは先述の慶応元年閏五月廿日の藩令にみられる農町民の諸隊への嚴重な入隊制限とも対応したものであり、一切の軍事力は藩権力に直結させ、討幕派武士<sup>⑪</sup>「新官僚武士」の掌握下におかれ、私的軍事力の存在はすべて拒否した、まさにその指導権が藩内のすみずみまで貫徹したものでなければならなかつたのである。だから、「去々亥年（文久三年——田中註）

以来小郡宰利ニおゐて農兵数百人相集め、自力を以一隊取建、追々御免を茂被仰付、当今切迫之御時勢ニ付而者引統き備隊被成置度段歎願<sup>⑫</sup>した、小郡佐分利隊の農兵組織者佐分利頭民に対してすら、藩は「此度御軍制御改正被仰出諸郡一統之御規則ニ茂相拘里無余儀次第ニ付不被差免候」といつて、その農兵隊組織を許可せず、「袴地袴端」を下賜してその「神妙」さをねぎらうという態度に出ているのである。文久・元治の対外・内戦期の改革派同盟の主要な軍事的経済的基盤であつた瀬戸内地帯小郡宰判の農兵軍事指導層に対してすらこうした断乎たる態度は、先に指摘した藩権力の意図——討幕派「新官僚武士」の指導権の確立がいかに強くかつ深かつたかを如実に示しているといえるであろう。かかる意図の中で、五月の藩令は藩内の農商兵の定員を一、六〇〇人と定め、次のような内容を規定した。

(1) 十六歳より三十五歳迄軍役に召任い、年限中は毎年人別米一俵宛を支給する。

(2) 「技芸試之上上等入之者」は年限中新組足輕に準じて苗字帯刀を許可する。

(3) 訓練定日は一ヶ年十八日とし、正月、二月、三月、七月、十一

月、十二月の六ヶ月間を月別三日宛とする、等々。<sup>④</sup>

かくして、農商兵は討幕派藩権力の下に完全に組織化され、藩軍事力の中に組入れられた。今その農兵（及び郷勇隊）の地域的分布状況を船木宰判の例についてみると第四表の如くである。

この表について若干の備考的附言を試みるならば、例え  
ば西高泊村郷勇隊八人は、毎月三日宛船木市正円寺へ屯集し、彼ら郷勇隊二小隊は岡崎八幡社で銃陣稽古をしているし、有帆村（宍戸丹後知行所）の農兵六人も「丹後住所へ稽古ニ罷出ル由候事」とあるから、先に述べた藩令に基いて、それぞれの地域で訓練を行ったものとみてよい。そして万倉村の場合でいうならば、ここではこの村居住の高田健之助「手当」として左記のような装備と軍事編成を行っている。

- |            |      |
|------------|------|
| 「一、仏蘭式十二度拵 | 三挺   |
| 一、モロチイル同   | 武挺   |
| 一、ケヘエル     | 六十四挺 |
| 一、ミチエル持筒   | 壹挺   |
| 一、三貫目玉車基   | 壹挺   |

- |          |       |
|----------|-------|
| 一、式百目玉筒  | 壹挺    |
| 一、ハトロン   | 壹万五百発 |
| 一、鉛      | 九拾貫目  |
| 一、合薬     | 四拾貫目  |
| 一、小銃カン   | 三万七千発 |
| 一、壹小隊    | 士分    |
| 一、壹小隊    | 足輕中間  |
| 一、武小隊    | 農兵    |
| 右半大隊     |       |
| 一、半大隊役人  | 三拾六人  |
| 一、惣鑑     | 壹人    |
| 一、家老     | 貳人    |
| 一、器械小荷駄方 | 六人    |
| 一、兵糧米    | 百五拾俵  |
- 在郷家臣を中心として、このような地域的な軍事組織の編成が各地で行われたのである。更に勘場についても、第五表にみられる船木勘場の例のように銃砲を装備して万一に備えていたのであり、これは武具方からの下渡しと代官所で調達したものであつた。

第 4 表

村名	村高	百姓軒数	郷勇隊	農兵	備考	村名	村高	百姓軒数	郷勇隊	農兵	備考
西高泊	3,500	石 軒 308	8	0		東吉部(知)	490	石 軒 50	(不明)	(不明)	
"(知)*	530	50	(不明)			"(知)	100	17	(不明)		
有帆(知)	850	73	0	6		宇内	1,835	210	6	0	
東高泊	3,070	300	16	0	地下持 筒30挺	市ノ小野	1,501	130	3	0	
木戸苜屋浦 (知)	1,210	654	0	46		樺原	2,796	270	2	0	
西須恵	2,300	400	4	0		藤河内(知)	533	67	0	2	
東須恵	1,583	183	2	0		下ノ小野(知)	1,070	100	0	18	
際波	1,700	181	4	0	地下持 筒4	上ノ小野(知)	610	62	0	5	
中野村妻崎	1,100	46	3	0		吉見	1,650	201	3	0	
沖ノ壇(知)	248	63	0	0		"(知)	63	22	(不明)		
藤曲	921	400	2	0		"(知)	220	14	(不明)		
"(知)	300	25	0	2		木田	2,550	411	7	0	
中山(知)	545	158	0	20	筒10	捨小野(知)	300	30	0	4	
浜田村二ノ宮 (知)	75	33	0	0		平地(知)	400	35	0	3	
棚井	3,500	211	3	0		二ツ道祖(知)	1,500	119	0	26	
西万倉	2,669	200	6	0	筒3	堀越(知)	970	124	0	25	
逢坂(知)	1,714	164	0	6		万倉	(記入なし)	(不明)			
船木(知)	943	町家共 700	0	10		宇部小串(知)	5,100	730	0	130	筒5
東万倉	1,600	145	1	3	勘場付 諸隊入 4人	宇部(知)	3,247	306	0	38	筒5
西吉部	2,090	240	1	6	勘場付 筒2 諸隊入 3人	*(知)は知行所を示す 以下同。					
東吉部	3,090	330	4	0							

(註) (慶応元年頃)「長府報国隊組織并船木部内農兵数諸準備物」より作製

第 5 表

装 備 種 目	員 数	備 考
三斤度野戦炮	2 挺	霰弾100発 実弾100発 共 100発 共 100発
三百目玉野戦炮	1 "	霰弾100発 実弾100発 共 100発 共 100発
十三拵忽炮	2 "	榴弾80発 共 80発
古流三匁玉筒	10 "	弾薬1,000発
同 六匁玉筒	30 "	} 弾薬8,000発
天山流六匁玉筒	99 "	
和流十匁玉筒	31 "	弾薬3,100発
狐 筒	6 "	弾薬300発
舶 来 劍 銃	38 "	弾薬7,000発
長 装 条 銃	32 "	弾薬3,200発
要 用 合 葉	100 貫目	

(註) 「長府報國隊組織并船木部内農兵数諸準備物」より作製

- ① 拙稿「長州藩改革派の基盤」(史潮五一号)、前掲「討幕派の形成過程」。
- ② 「諸隊史料集」中。
- ③ 郷勇隊と農民の關係を「防長回天史」は次のようにいつている。(「郷勇隊は」農民の有志者より成る。抑も農民の団隊たる各処に勃興し、所謂農兵を以て知らる。郷勇隊は普通の農兵に比すれば隊形の更に整備せしものなり。)(九、六二八頁)と。
- ④ 「諸隊史料集」中。
- ⑤ 「諸隊史料集」上。
- ⑥ 「防長回天史」九、六〇八一—一頁、「奇兵隊日記」第四、一四二—六頁。
- ⑦ 文久三・十一・糸賀外衛意見書(「御書附控」所収)。

### 五 慶応軍政改革の意義

この慶応元々二年の軍政改革は、翌慶応三年(一八六七)若干の改編をみているが、<sup>①</sup>基本的には変化はみられない。以上みてきた慶応軍政改革の歴史的意義を問うに当つて、先の折々にふれたように藩が諸隊や農(商)兵を再編するに際して、常に封建権力の経済的基礎の確保を行つてゐることから、この改革の指導的主体であつた討幕派藩権力といえども、究極の本質に封建性を見出すことを指摘したとしても、それは見易い道理であるし、また当然のことでもあろう。が、問題は、むしろその究極の本質の同一性にも

- ⑧ 「諸取集記録」(文庫蔵)二。
- ⑨ ⑩ 木戸公伝記編纂所「松菊木戸公伝」上、四七〇頁、「防長回天史」七、一五五—六頁。
- ⑪ ⑫ 「御書附控」(山口図書館蔵)、「忠正公一代編年史」慶応元年五月十一日条、「防長回天史」九、一五九頁。
- ⑬ 「諸隊史料集」下(慶応元年八月廿一日)。
- ⑭ 「諸隊史料集」中、「忠正公一代編年史」慶応元年五月廿二日条、「防長回天史」九、一五九—六〇頁。
- ⑮ 以下引用は「長府報國隊組織并船木部内農兵数諸準備物」(慶応元年頃)(文庫蔵)による。

拘らず、それがいかにこの期には変容を遂げつつあつたのか、換言すれば、幕藩体制下に原理的に幕藩権力の一環を構成していた藩権力と、既にその矛盾の深化の中から、遂に倒幕戦を決意し、ひいては幕藩制解体への途を歩んでいくこの時点の討幕派藩権力との差違を問う方が、ここでは有効な問題設定であらうし、この期の軍政改革の意義を明らかにするには必要なことであらう。

かかる視点に立つならば、われわれは次のことを端的に指摘しうる。

すなわち、この慶応軍政改革は、干城隊の下に足軽・中間をも再編し、諸隊及び農（商）兵もその一切を軍事的基礎に組み入れ、そしてその末端まで討幕派「新官僚武士」の指導権を貫徹させたことである。それは先にも述べたようにいわゆるルッター的<sup>①</sup>騎士的同盟の騎士的要素の指導の確立といつてもよい。そしてここでは、諸隊や農（商）兵は、嘗て高杉が奇兵隊設立当時云つたような、惣奉行支配下の「正兵」に対する「奇兵」という正規の軍事力の枠外のそれではなく、この慶応軍政改革では、従来の封建家臣団よりもむしろ主要な軍事力となつてゐる。そして封建

家臣団それ自体の内部においても、従来は疎外ないしは軽視されていた足軽・中間の方が、必要欠くべからざる軍事力として再編成されているのである。それは近代装備化の必然的要因があつたとはいへ、それを断行し、そのように軍事的基礎が変貌を遂げていることは、明らかに身分的封建家臣団に本来的基礎をおく封建権力の変容に他ならない。そして、それは来るべき権力に一步近ずいたことを意味している。このことは、この期の改革の指導層の思考論理の中にも明確に見出される。すなわち、彼らは一藩の藩政改革を指導しつつも、視野はもはや藩をこえたところにある。「日本」の絶対主義官僚へと脱皮しつつあつたといえる。例えば木戸はいう。

「実に時勢も日に逼迫、日本国中いづれに居留仕候而も御互に不安心の事のみ。（中略）今日の風体にては思きつたる事も十分には出来兼、只々盛迫仕候のみ。十年之後を思候而も悲泣に堪不申候。江戸は如御承知大名も自分領丈の百姓をせり立、女と酒と儉安之事にのみに日を送り、天地之累卵よりも危は他の事とのみ相心得、世間の事は何事も知らぬ顔に而生を偷み、其家は々々、其僕は々々、何れの日か青天を望み候事出来申候

哉、実に悲泣に不堪也。」<sup>③</sup>

彼らは、「自分領丈の百姓をせり立」てる藩的規模の思考論理を遙かに超えたところに自己の立脚点を見出しつつあつたのである。

このような絶対主義官僚へ一歩々々脱皮しつつあつた討幕派の指導権の下に行われた慶応軍政改革の改編軍事力が、来るべき権力、すなわち明治絶対主義の軍事的基礎——常備軍へ「精選」再編されるには、更に明治初年の藩政改革——それをめぐつてのいわゆる脱隊騒動<sup>④</sup>——を経なければならぬし、これを通して慶応軍政改革の指導層は、名実共に絶対主義官僚として登場するのであるが、少くとも慶応軍政改革は、そうした権力の変容過程——絶対主義化をその軍事的基礎において一層明確化させ、かつ指導・同盟関係における指導権を確定した改革として捉えてよいであろう。

① 例えば、諸士大隊改編、足輕組代の廃止、諸隊合併等（『防長回天史』九、五七六頁以下参照）、主として大隊編成を主眼としてゐる。

諸隊合併は次表の通り。

この期に新たに編成された隊には、第六大隊（陪臣隊）、梅枝軍等がある（前掲「もりのしげり」参照）。  
農兵がなお明治初年まで各郡毎に存在していたことは、例えば

隊名	合併名	陣	營
御橋隊	整武隊	三田	尻
鴻城隊	銳武隊	小	郡
八幡隊	振武隊	石州	郷田村
南園隊	鷲懲隊	岩	城山
荻野隊	南奇兵隊	健	武隊
義昌隊			

編天照 隊回參  
諸長防 民「2  
御製〜 野作581  
天り九  
（註製）  
また二年五月廿

四日条には林省吾を熊毛郡農兵引立用掛に命じていることも見える。「藩制一覽」には「兵隊」は「拾七大隊 毎隊四百三十三人、六砲隊有半砲隊 毎隊八門砲制九十三人ニシテ長官共騎兵一中隊 長官トモ九十三人」とあつてとくに「農兵」とは見えない（下巻、三八五頁）。

- ② 「奇兵隊日記」第一、八四頁。
- ③ 慶応二年八月二十八日附、木戸孝允より渡辺丹宛書翰（『木戸孝允文書』第二、二二五―六頁）。
- ④ 拙稿「明治絶対主義政権成立の一過程」（歴史評論七五号）参照。

of their views is found in "*Chung-wên*" (種糧), and its location is an important theme for studying the then traffic routes from west to east.

The main purpose of this article is to consider the location of "*Chung-wên*" (種糧) which should be *Yin-mi* (吟密) of the present day. Under the close investigation of the historical material about the tribute-bringing by *Yü-tien* (于闐) in May of the 6th year of *Yüan-fêng* (元豐) also, there are found the route cutting vertically Ho-hsi southwards along the Etzina River, the route from *Tatar* (韃靼) area along the southern edge of the Ordos desert to *Ch'ing-t'ang-ch'êng* (青唐城), or the route round the west of *Sha-chou* (沙州) to *Ch'ing-t'ang-ch'êng* (青唐城); this means the existence of international traffic routes passing the surroundings of *Hsi-hsia* (西夏), contrary to the established theory.

### On the Reformation of Military Administration by the *Choshu* (長州) Clan in the *Keio* (慶応) Era.

By

Akira Tanaka

Trying to trace the bearer of the *Meiji* Restoration directly to the league of reform parties, one will find its difference from the class disposition in the restoration administration. This contradiction seems to be caused by the interpretation of accepted articles which discussed leadership-league relation of the Restoration administration from the *Bunkyu-Genji* (文久・元治) era at a leap, without any concrete analysis focusing the most important period for the anti-Shogunate party or the *Keio* (慶応) period.

Therefore, the analysis of the *Choshu* (長州) clan in the *Keio* period as a main wing of the anti-Shogunate is the subject to be carried out. In this article our point is set in the reformation of military administration in the 1st and 2nd years of *Keio* (1865-66), for the reason why leadership-league relation appears plainly in military power especially in the revolutionary stage, to reveal its difference from the league of reform parties. Establishment of leadership by "military officers" in the anti-Shogunate—this is the very subject of this article and also our conclusion.